

◇ 安 里 重 和 議員

○ 9 番（安里重和） 皆さん長い時間お疲れさまです。それでは一般質問に移りたいと思います。

低炭素社会構築事業について。今回、私これ 2 回目の質問ですけれども、次の点についてお伺いします。

①、平成 29 年度事業大宜味村 L E D 防犯灯取替工事で喜如嘉住区・大宜味住区において会計検査院に指摘された手抜き工事の 47 ヶ所全ての各区の数量をお伺いいたします。できましたら田嘉里から順を追って数量をお伺いしたいです。

②、大宜味村 L E D 防犯灯取替工事（1 工区）及び（2 工区）の予定価格及び最低制限価格、請負比率をお伺いいたします。

③、修繕費の積算は、担当課でおこなった積算価格なのか、それとも請負業者なのか、又はコンサルタントが積算した価格なのかお伺いいたします。

2 つ目の結の浜海浜整備事業について。結の浜海浜整備基本計画策定業務が令和元年度からスタートしましたが、現在の進捗状況をお伺いします。

3 つ目、村管理の跡地活用計画について。この一般質問は、昨年 9 月定例会にて質疑を行う予定でしたが、訳があり、取り下げた 3 問のうちの 1

問です。それでは質疑を行います。

国頭地区行政組合消防本部大宜味分遣所や一心療護園跡地及び旧大宜味村立診療所・喜如嘉保育所・塩屋保育所の跡地活用計画をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①につきましては、令和元年12月の会計実地検査において適切とは認められない施工箇所として、47か所の指摘がございました。

各区の内訳につきましては、田嘉里区8か所、謝名城区8か所、喜如嘉区5か所、饒波区6か所、大兼久区7か所、大宜味区3か所、根路銘区5か所、塩屋区2か所、屋古区1か所、田港区2か所となっております。

②につきましては、1工区の予定価格につきましては8,062万9,560円、最低制限価格が7,196万9,369円、請負比率は89.301%です。2工区の予定価格につきましては3,048万8,400円、最低制限価格2,700万5,204円、請負比率は88.593%となっております。

③につきましては、手直し費用の積算につきましては、土木工事標準積算基準書を参考に担当課において作成しております。修繕請負契約につきましては、第8回定例会において令和2年12月18日付で予算承認後、令和3年1月15日に締結しております。

2の①につきましては、基本計画策定業務といたしまして、策定委員会を4回開催し、3月11日に基本計画の策定となりました。その他の業務としては、環境調査を実施し完了しております。

また、海浜整備を行うに当たり、行政や関係機関、漁業関係者への同意も得る必要があります。地元の漁業関係者においては同意をいただき、今後、羽地漁業組合を含め、名護、今帰仁、本部漁協への同意を得るために行動を予定しております。

3番目に、大宜味分遣所、一心療護園跡地、喜如嘉・塩屋保育所跡地につきましては、今後、民間活用により運用を図ることが検討されておりますが、コロナ禍の状況で保育所跡地については、保留としています。

旧村立診療所につきましては、改善センターや芭蕉布会館も連動させられるような工芸に関する整備の検討をしているところでございます。

○ 9番（安里重和） たしか、私たちがこのLED事業、手抜き工事についての話、説明を受けた中で、大宜味住区と喜如嘉住区だけが手抜き工事があって、塩屋住区にはなかったという報告を受けたんです。それでその47か所という数字が出たと思うんです。今、私は塩屋住区、実質、私各部落みんな調べたんですけれども、塩屋住区だけは調べませんでした。津波住区にも8基あります。津波が6基、宮城が2基あります。今、塩屋

住区を、抜けた数量でいいますと、喜如嘉住区と大宜味住区の数量は私の調べた数量と合致します。その中で、今、喜如嘉住区と大宜味住区、津波住区を入れて50基、その中にはとんでもない手抜き工事があるんですよ。基礎を切断して埋設していると。規格外が埋設されていると。そういう話があったんです。私は、各区長たちからそれを意見聴取して聞き取っていますから、それは間違いないことだと思います。その点どう思いますか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

塩屋住区が入っていなかったということでの説明があったということですが、LEDの1工区に関しましては、喜如嘉住区、大宜味住区で1工区。2工区につきましては、塩屋住区のほうでの整備を行っております。今回この会計検査のほうで指摘を受けましたのは、1工区と2工区のほうであります。3工区につきましては、津波住区になっております。

変形基礎のお話にお答えをいたします。今回指摘を受けましたのは、根入れ不足の箇所と変形基礎の部分の指摘でありまして、基礎の切られている部分というのは一緒に指摘を受けているところでございます。

○ 9番（安里重和） 今、この塩屋住区まで入れますと、55基になるんですよ、数量が。この数量自体の積算の根拠ありますか、それと指示を受けた平面図、位置図とありましたら提出できますか。

○ 総務課長（知念和史） まず、箇所数についてでございますが、1工区につきましては喜如嘉住区、大宜味住区で42か所、2工区のほうで塩屋住区のほうで5か所で計47か所となっております。指摘を受けた箇所が47というところでございます。今回、47か所の位置に関しては、後ほど資料として提出したいと思っております。

○ 9番（安里重和） 積算のほうの話をやっていきたいんですけども、この積算価格は担当課で行ったと聞きましたが、これは100%の単価なんですか。

○ 総務課長（知念和史） 令和元年の12月に会計検査の受検をいたしまして、その後、指摘を受けて1年近く会計検査院とのやり取りを県を通して行ってまいりました。この手直しに関しましても、村の考え等を県のほうにお伝えして、県のほうの指示を仰いで積算したところであります。100%かというのは、通常の積算よりも、通常通りの積算の価格ですので100%となっております。

○ 9番（安里重和） 私はこれ、なぜ100%なのかと聞くとですね、わざと請負比率を聞きました。その工事をやるなら、直接工事した人たち、この89%の単価で行うべきじゃないですか。

○ 総務課長（知念和史） この平成29年度にまず1工区のほうの契約

のほうを行っているんですが、その1工区、2工区とも契約のほうは完了しております。今回、この手直し工事に当たっては修繕の請負ということで新たな契約をしておりますので、この請負比率のほうは適用はせず、そのままの価格で契約をしております。

○ 9番(安里重和) じゃあ、新しい工事の発注ですか。手直し工事です。とんでもない話ですよ、これ。この中に、当初から仮設費、一般管理費、現場管理費、安全管理費、仮設料全部含まれていると思うんですよ。その分をさっ引かなければいけないんじゃないですか。

○ 総務課長(知念和史) そちらにつきましては、先ほども申し上げましたが、県のほうとの調整の中でこのような形になっております。御理解いただきたいと思います。

○ 9番(安里重和) いや、これは全く理解できません。これ工事の二重発注ですよ。例えばですね、この工事が10年前、20年前にやっているんでしたら修繕とかは分かりますよ。これは新品ですよ、全く。今実際1台当たり幾らになっているか分かりますか、1基当たり。

○ 総務課長(知念和史) お答えいたします。

まず、先ほど指摘が、根入れ不足と変形基礎という2つの指摘があるということでお答えいたしましたが、根入れ不足につきましては単価のほう

で7万4,409円、変形基礎については10万1,952円となっております。

○ 9番（安里重和） 今言った単価ですね、全く違いますよ。私が計算したら1基当たり22万1,849円するんです。だからあなた方が現場管理費、一般管理費、全て二重計上で業者に与えているということなんですよ。どうですか。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しの答弁になりますけれども、こちらのほうは県との調整の中で作成しているところでございますので、御了承願いたいと思います。

○ 9番（安里重和） じゃあ、県の担当の方、後で教えてもらえませんか。今私たちですね、この議員10名、各分野の専門がいるんですよ。単純に私は土木が専門ですよ。吉浜覚議員たちは行政の専門ですよ、宮城貢議員は建築の専門ですよ。各専門がいるんですよ、行政関係、観光関係もみんないるんですよ。そんな話の中、これ通ると思っておりますか。

○ 総務課長（知念和史） そうですね、こちらのほうはやはり、さきの定例会でもたくさんお叱りを受けておりました、また村民の皆さんに大変御迷惑をおかけしてですね、村長のほうにまで責任をとっていただいたんですが、やはり予算計上をしたときの、修繕費ということで予算計上して、その承認を元に修繕請負の契約を行ったところでございます。

○ 9番（安里重和） 修繕契約という話ですから、新たな工事の発注ですよね、あなた方ね。じゃあどのような指名業者がありましたか、ありますか、どこか業者が。ないでしょう、1社でしょうが、相手は。これ新たな工事の発注？ そうじゃないですよ。そういうことを言うんでしたら、逆に言えば業者との癒着になりますよ。私はですね、この積算価格全く違っていると思っているんですよ。やるんでしたら、直接工事費だけでやるのが本当だと思っています。これが新しく発注したという形でしたら、それだけの資料が全部ありますか。

○ 総務課長（知念和史） この業者選定に当たりましては、やはりさきの議会でも御説明申し上げましたが、応分の負担で改修を行っていただくということでの物でありますので、1工区、2工区請け負った業者にそのまま修繕させた経緯でございます。

○ 9番（安里重和） 私ですね、このLEDの各部落、区長たちに相談しながら、相談というよりも私調査行ったときに、私は逆に励まされましたよ。これはしっかりと決着をつけないといけないと。この件に対してはとにかく頑張ってくれと。三、四名に言われましたよ。この工事、手抜き工事している。まず、村自体が積算価格なのか、半額を折半する、まずこれ自体から間違っているんですよ。この積算の根拠、提出できますか。



○ 総務課長（知念和史） 設計書のほうは後で提出したいと思います。

○ 9番（安里重和） 修繕工事ということですから、先ほど言いましたけれども、この書類関係、例えば工程管理、施工計画書、そういうことが全てありますか、これは工期いつまでですか。

○ 総務課長（知念和史） 修繕ということですので、各書類全てそろっているわけではございませんが、工期につきましては、年度内を目標にやっているところでございます。

○ 9番（安里重和） じゃあ、これは県とも相談を行ったんですか、書類が必要ないということは。今、書類がないという話ですよ、単純にはね。

○ 総務課長（知念和史） 工程表とか、そういった書類ではなく、設計書のほうは作成、やはりお互いで負担するということですので、その費用をまず求めないといけないというところから、手直しの工事の方法なり、そこら辺全て掲載のほうの了解を得る必要がございましたので、そういった意味でこの設計書のほうは作成しております。

○ 9番（安里重和） いや、私が今言っている話は設計書じゃないんですよ。まず、新しく100%で工事発注しているわけですから、その仕事の順を追っているかと聞いているんですよ。

○ 総務課長（知念和史） 通常の工事の発注とは違って、修繕、請書のほうで行っているところから、やはり写真等の管理は国のほうに報告義務がございますので、そこら辺は行っているところではございますが、通常の新規の工事とこの修繕の請負というところでの書類が全て一致するかというところでは当たらないところもございます。

○ 9番（安里重和） 今言ったことは全く通用しませんよ、私たちには。工事を発注したら、順序よく手順を追って初めて工事に着手できるんですよ。書類もなくて工事に着手する、とんでもない話ですよ。例えばですね、私、変なことも聞いたんですけれども、当初は修繕工事に3名来ていたと。それ以降に7名ほど来て、なんでこんなに多いのと聞いたら、村がお金出すから大丈夫だよと、この作業員たちはそういうことも言っていたみたいです。それをどう思いますか。

○ 総務課長（知念和史） 今の話は、ちょっと確認できておりませんので、何ともお答えのしようがございません。

○ 9番（安里重和） 私が思うにはですね、折半、半分、この金額の521万3,450円で私は全て工事できると思っているんですよ。村が負担するこのお金ですよ。なぜかというと分かりますか。材料は何も買いませんよ、新品そのものがあるんですから。資材は買わないんですよ。撤去と埋設の

やり替えなんですよ。どうでしょうか、その辺。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

この500万円余りで全てできるんじゃないかということのお話ですが、ここはやはり積算に基づいての半分ということでの予算計上をさせていたでいてるところですので、そこはできないものだということでの予算計上となっております。新規のものはないんじゃないかというお話がございましたが、先ほど指摘箇所でも申し上げましたが、変形基礎の部分については、一旦この基礎のほうをやり直すということになりますので、その部分については新規になるということで理解しております。

○ 9番（安里重和） じゃあ、今言った変形がどうのこうのと言いましたよね。そうしたら47基じゃないですか、55基じゃないですか。

○ 総務課長（知念和史） この元年の12月の会計実地検査のほうでは1工区、2工区のほうでの指摘に関して、さきの議会のほうで手直し工事費用、修繕費のほうで計上させていただきましたので、あくまでも47か所となっております。その47か所のうちの22か所が根入れ不足で、25か所が変形基礎の部分の手直しの修繕となっております。

○ 9番（安里重和） これ津波住区にもその予算は入っているんじゃないですか。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しの答弁になりますが、さきの議会で提案した手直し工事費用につきましては、47か所分の費用でございます。

○ 9番（安里重和） 私はですね、この工事に対して全く納得していませんから、これからも追究していきます。先ほど言った平面図、位置図、積算根拠の提出をお願いしたいと思います。

結の浜については飛ばしまして、村管理の跡地活用計画についてです。一心療護園跡地と大宜味分遣所の跡地、面積的にどれぐらいあるんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 今現在、その土地につきましては、賃貸借を行っているところでございますが、田港 481 番地の 1 のほうで 8,342 平米、748 番地の 6 のほうで 1,822 平米となっております。

○ 9番（安里重和） 今、賃貸とたしか言ったと思うんですけども、これは本当に賃貸貸付けをやっているんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

平成 30 年 9 月 1 日より貸付けのほうを行っております。

○ 9番（安里重和） 今、私は賃貸貸付けかと聞いたんですよ。賃貸ですか、無償ですか。

○ 総務課長（知念和史） 賃貸料を取ってでの、有料での貸付けとなっ

ております。

○ 9番（安里重和） たしかですね、これは私、前回9月のときに聞きたかったんですけども、その後委員会のほうで、たしか大城邦彦議員から確認があったと思うんですよ。そのときには無償で取り壊しの条件という形の話は私は聞いたんですけども、どうなんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

平成30年9月に、今現在の賃貸借を行っている業者のほうから、貸していただきたいという申出があったときに普通財産の貸付け交付要綱に基づいての算出で貸付けを行うプラス、3年間の退去後には上物を取り壊してもらえないかというのを条件につけて契約をしているところでございます。

○ 9番（安里重和） 貸付金額、㎡当たり、一月に何円でしょうか。

○ 総務課長（知念和史） 今現在、年額としてお答えいたします。

141万6,400円の年額となっております。

○ 9番（安里重和） 今、山口建設が終わったと思うんですが、新栄さんが向こうを借りていますよね、新庁舎跡地。たしか山口建設の単価を聞いたら、㎡当たり一月13円ほどだと。13円で、例えばこれは同じように計算したら何百万円になりますかね、これ1年間。

○ 総務課長（知念和史） 新栄建設のほうは、ちょっとこちらのほうでは把握しておりませんが、先ほども申し上げましたが、普通財産の貸付要綱のほうに、不動産評価額の6%で貸し付けるというものに沿って計算している単価でございます。

○ 9番（安里重和） 普通財産どうのこうのと言ったって、周りはそうは思いませんよ。同じ土地の賃貸なんですよ。それならそれなりに同じ単価で計算すべきじゃないでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

こちらにつきましては、村のほうは要綱に沿って事務のほうを行っておりますので、その要綱どおりに単価を定めて契約しているところでございます。

○ 9番（安里重和） 今の141万6,400円掛ける3年は424万9,200円、その賃貸料をもらった後に無償で取り壊しをやるんでしょうか。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

契約書のほうの第10条のほうに解体撤去ということで乙、今借主のほうですね、乙は建物については貸付期間満了後に解体撤去しなければならないということであっております。しかし、この解体撤去のほうを全て行うことは、やはり契約のときに難しい、アスベスト等の費用が大分かかる

るということで、基礎の部分は残して、基礎以外の部分の上物については無償のほうで取り壊すということでの契約となっております。

○ 9番（安里重和） 上物だけの取り壊しですね。単純な。基礎は残るわけでしょう、今の話では。パイルも残るわけですよ、そのままね。

○ 総務課長（知念和史） 御指摘のとおり、基礎の部分、パイルの部分は残ります。

○ 9番（安里重和） 私は、取り壊すより取り壊さずにそのまま利用できたらいいなと思っているんですよ。まだその建物を見てもそんなに劣化していませんよ。まだまだ十分使える建物に見えます。これは私の考えですが、村長が村の施政方針でも説明したように、大宜味村公共施設等総合管理計画に基づき、未利用の土地建物については、賃貸や売却の検討に組むとのことですが、財政は今、非常に厳しい中、やっぱりその貸付期間を、全ての賃貸に変えて、現金に換えたほうがいいと思っています。貸付期間が終了しましたらその後、取り壊すのか、売却するかということを考えてほうがいいのかと思っています。村長どうでしょうか。

○ 村長（宮城功光） たしか取り壊しの費用が、基礎まで入れて300万円ぐらいかかるということを知っていますけれども、今契約のほうでは上物は撤去するということでもあります。しかし、今、議員がおっしゃった

ように、やっぱり活用したいというところが出てくる可能性があるわけですね、農家の皆さんとか農機具の格納庫にしたいとか、そういう声があったときに、その辺についてはやっぱり今借りているところと調整して、この取り壊す分を何とか村に入れてもらうような方法も調整できるんじゃないかなというふうに私は思っております。できることでしたら、やっぱり、私も何度も上まで上がって、上部も防水をきちんとされていて、相当頑丈なコンクリートの強度も大分あるみたいですから、その辺について、やっぱり今借りている側とも、一応終了したときには調整しながらやっていきたいと思っております。実はこの建物をつくる時、ちょっと記憶がないんですけれども、その辺、一心療護園をつくる時もそうでしたけれども、パイルはおそらく打っていなかったんじゃないかなと思うんですけれども、

（「跡地は打たれています。」と呼ぶ者あり）

○ 村長（宮城功光） 非常に沼地だったものですから、以前は何か松の丸太を敷いたりしてやって、基礎を打ったりした記憶が少しあるんですけれども、周辺するときにはですね。その辺についてはちょっと調整しながら、利活用できるのであれば、今後もそういうふうにして、そのままの建物の状態で払下げをするかどうかというのも今後検討していきたいと考えて



おります。

○ 9番（安里重和） 今村長がおっしゃったように、多分あの時代は松杭を結構打ち込んでいると思います。その中で、コンクリート杭、パイルですね、それを打ち込んでいると思います。私が、なぜ壊さずに利用したほうがいいかなという思いはですね、やはりここ、最近村営喜如嘉短期住宅、そこを売却しましたよね。村の最低予定価格より約18倍の単価で売れているんですよ。それも見込める状況ですから、あの建物はまだまだ、私は20年は十分持ちこたえると思います。そういう面で、もう一度、村長最後に一言だけお願いします。これにて私の質問を終わりますから。

○ 村長（宮城功光） 今、議員から提案がありましたように、ぜひそういうふうな形で、そのものを活用できるような方法ができれば、そういうふうな調整をしていきたいというふうに考えております。